

教授、室長、理事等の地位保全仮処分命令申請

目黒区中目黒一ノ一ノ二六

秀和恵比寿レジデンス五一六

債権者 真下信一

横浜市緑区長津田町二〇〇ノ二八

債権者 山脇国利

中央区銀座二ノ二ノ六竹田ビル三階

右両名代理人弁護士守屋典郎

新宿区若葉一ノ五三三栄ビル五階

同 弁護士後藤昌次郎

世田谷区上野毛三ノ一五ノ三四

債権者 学校法人多摩美術大学

右理事長 村田晴彦

地位保全仮処分申請事件

申請の趣旨

債権者らの債務者に対する地位確認等の訴の本審判決確定に  
いたるまで

一、債権者真下信一は債務者の室長、教授、理事、評議員であること及び定める

二、債権者山脇国利は債務者の教授、教務部長、理事、評議員であること及び定める。

との以裁判を求めらる。

申請の理由

一、当事者

債権者真下位一は昭和四五年四月一日から債権者六六の  
学校、教授、債務者の理事、評議員であり、債権者山脇  
國利は昭和四二年九月一日から債権者六六の教授、教務部長、  
債務者の理事、評議員である。

債権者は教育基本法、学校教育法、私立学校法に従い  
大学その他の教育施設を設営することを目的とする。学校  
法人であり、右目的のために多摩美術大学が設営され  
ている。債権者の理事、校長は登記簿上は村田晴彦であ  
るが、因人は昭和四八年三月末はもつて理事、校長の地位を  
失い、新理事長は選任されてない。

## 二、解任通告など

債権者らは、昭和五〇年二月一日、同日付債権者理事

長村田晴彦名義の、多摩美術大学教職員任用規則  
第十八条により教授を解任する旨の各辞令を送付され、  
同時に債権者山脇は、教務部長を解任する旨の辞令を送  
付された。また、債権者真下は昭和四九年四月二十六日債権者  
大学理事長に選任され、従って自動的に債務者の理事、評議  
員になったが、(私立学校法三八条一項一号、寄附行為八条一項  
一号、一八条一項四号)債権者「理事長」村田は同債権者を  
学長、理事として取扱わず、また債権者山脇は債権者の理事、  
評議員であるが、右教授の解任辞令送達以後、債務者理事  
長村田は同債権者の理事、評議員として取扱つてない。

## 三、解任通告などの違法無効

(一)本件教授解任通告は左の理由で違法無効なものである。

(1) 教授の任免権は理事委員会にあり、理事長にない。理事長は理事委員会の議決に従つて任免を発令できるわけである。債務者や破産人は寄附行為一三條一号「本法人の業務の決定は理事委員会において行う」との規定に基きて、教授を含む専任教員の任免は理事委員会の議決事項として行ふ。債務者らに對する本件解任通告は理事委員会の議決に基つてない違法無効なものである。

(2) 教授の任免は、各科教授会の議決を経、かつ協議会の審議を経なければならぬ。多摩美術大学章程は、本学に協議会を置き、各科長をもって組織する」とあり(四三條一項)、教授及助教授、助手、講師の任免に關する事項は「協議会の審議事項」として(四四條二項一号)、多摩美

術大学規則は、各科別に教授会を置くことを定め(四三條)「教員の進退及び所屬に關する事項」を教授会の議決事項として(六三條七号)、教員とは教授・助教授及び講師のことである(一三條)。そして「教員の嘱・解任は教員任用規則に依り教授会の議決により、教授会の議決を経て大学がこれを執行」と定め(二二條)。従つて助手の場合には各科教授会の議決を必要としなから、教授・助教授及び講師の任免は、各科教授会の議決を経た上で協議会の審議を経なければならぬ。教授を含む専任教員の任免は、その上で、理事委員会においてこれを決定することになる。本件解任通告は、各科教授会の議決を経ず、おれ、協議会の審議も経てない違法無効なものである。

(3) 村田晴彦は債権者の理事長ではなく、従つて理事会なりし債権者を代表して、教授の任免を通告する資格がない。債権者の理事長は、理事のうちから理事の互選によつて選任されるのであるが(寄附行為六条)、同人が理事に就任した後は、評議員のうちから評議員の互選により理事に定められたものの(同人第一項二号)であり、評議員に選任されたのは、事実上局長であつたのが職員として理事会から選任されたもの(同人第一項一号)である。職員のうちから理事(会)により選任された評議員は、職員の職を退いたときは評議員の職を失ふものとされたり(同人第一項)、評議員のうちから評議員のうち選任により定められた理事は、評議員の職を退いたときは理事の職を失ふものと定められてゐる(同人第一項)理事

長は理事であることを前掲とす。従つて理事の職を失つたときは当然理事長の職を失ふことはいふまでもない。村田は昭和四八年三月末日をもって自ら事務局長の地位をしりぞいたが、多摩美術大学教授職員停業規則によれば、事務局長の停業は六八条(一)条、「停業による退職は停業に達した日とする。但し必要と認められた場合は、出資者等の求めを延ばすことが出来る」と定められ(二条)てゐるので、同人がこの職をしりぞいたのはこの条に達したのを停業退職と確認したものにすぎない。同人はこゝろに事務局長の職を失つたを、因付た、評議員、理事の地位を失ひ、当然に理事長の地位を失つてゐる。従つて債権者を代表して教授の任免を通告する資格がなく、本件解任

通告は違法無効をもちである。

(4) 右村田は、債権者の理事長ではなく、また、理事長といえども、理事の会議を経ることなく、査問委員会を依頼し、また、査問委員会を招集し、権限がない。多摩美術大学教職員任免規則一八条は、「教職員が左の各号の一に該当したときは、これを解任することができる」と定め、その五号として「教職員として不都合の行為があつて査問に附され解任すべし」と決定したといふ事案中である。本件の場合、昭和五〇年一月一日、右村田は、理事長の議決に基づき、理事長名で、単なる職員を召集し九名の者に、査問委員を依頼し、翌二月五日前一時、そのうち右村田忠ら八名が出席して査問委員会を招集した。査問委員会は、審附行為や章程に基づき債

権者大学の機関ではなく、これらの施行規則である。多摩美術大学教職員任免規則に基づき設置される委員会である。しかも、教職員の解任は、「所属長が申請に基づいて大学がこれを行う」(同規則第三章)とあり、同規則第四条は「本規則に基づき所属長は各都道府県大学とは学長及び理事長といふ」(第四条)とあるから、査問委員会を設置する必要、委員の任命に関しては、学長及び理事長がこれを決定する。もつて、学長の参加なく、理事長だけがほしいまに委員会を依頼し、委員会を設置することはできない。まして右村田は前記のように債権者の理事長ではないのであるから、それを査問委員を依頼し、査問委員会を招集、設置する資格がない。本件解任を決定

言した査問委員会に決定は、その成立に依りて既に違法無効なるものである。

なお、査問委員会に、寄附行為、章程に基づく債権者大会の機関ではなく、理事会、教授会、協賛会等に対して審議・議決の案を提議する事とされているにすぎない。査問委員会に「決定」のみに基づいて、教授会、協賛会、理事会の議決によらず、直ちに本件解任を通告する事は許されないのである。

また、教授の任免については事務職員が干渉する事は許されない。しかるに、本件査問委員会には事務職員二名が依頼され委員会に参画して居る。しかもその委員会に「決定」の教授会、協賛会、理事会の議決なく直ちに

に債権者の決定として通告されるものあり、本件解任通告の違法は、この点でも重大かつ明白といわなければならぬ。

(5) 債権者らは、教授会、協賛会、理事会の議を経ることなく、解任協定を送られたりであらう、これらの会議において本件解任について弁明する機会ももたせられなかつた。いやしくも教授の身分を剝奪する処分をするにあたり、当事者に弁明の機会をたもてることは、平素の適法であらうための最小限の要件である。教授の解任につき教授会、協賛会、理事会が用いた解任の決議がなされたとしても、全く弁明の機会をたもたせられれば、その決議は適法の手続に反する違法無効なものといわなければならぬ。この



評議員会は認めない。認めないものとしておられる。同債権者に対し、教務部部長解職処分につき、初長会議、評議員会に諮られ、承認はない。むしろ同債権者に対し、右処分につき、併明々機合が与えられた事実もない。本件解職処分は、右任免規則二二条及び適正手続に反する違法無効なものがある。

(三) 債権者真正の学長、理事、評議員として取扱われないのは違法である。

同債権者は昭和四五年四月一日から債権者である学長となり、私立学校法三八条一項一号、寄附行為八条一項一号により当然に債権者の理事となり、同四年四月二日の学長に三選され、また当然に理事となつた。ところが、

右が、右村田は、理事会長印を私宅に置いて占有し、同債権者に対し、学長の指令を教員等へ出さず、自らに命令せず、理事会、評議員会を招集せず、自らに招集せず、同債権者を学長、理事、評議員として取扱われないのである。そのように取扱われないのは当然な理由は、まづなくなく、違法不当な措置と認めらる。

(四) 債権者山崎を理事として取扱われないのは違法である。

同債権者は昭和四二年一月五日寄附行為八条一項一項一号により、評議員に選任され、同日、同八条一項二号により、理事に選任された。ところが、右村田は、同債権者に対し、教授の職を解任したことを理由に、理事、評議員として取扱わらず、理事会、評議員会を招集しない。

国債権者に対する教授解任処分は前記のように違法  
各効力をもつてあるから、国債権者は現在なお教授であり、  
理事、評議委員としての地位を失つていない。従つて国債権  
者も理事、評議委員として取扱つたのは、違法を犯した  
措置といつても可なりではない。

#### 四、仮処分の必要性

(一) 学長の任務は「学務を統轄し、本学を代表する」(多摩美術  
大学学長選挙規程)とされており、「教授会を召集し、その  
議長となる」(多摩美術大学学則四三条一項)のがあり、  
また、「協議会を召集しその議長となる」(同学則四四条一項)  
のがある。教授会の任務は同学則四三条二項に定められ、「学  
生の入学、休学、退学、転学、卒業に關する事項」等を

審議する。各科長もつて組織される協議会は、  
同学則四四条二項に定められ、「教授及助教、助手、  
講師の任免に關する事項」、「科の設置及廢止に關する  
事項」等を審議する。学長はこの教授会と協議会を召  
集しその議長となつて債務者大学を統轄し、また対内的  
にも対外的にも債務者大学を代表するものとして、その教  
学権の確立と学務の適切公正な遂行のために、欠くこと  
のできな、重要な権限を持つ。同時に学長は当然に理事  
となつて、債務者大学の教務面を代表し債務者大学の経営  
に關するものがある。

理事は債務者の業務の決定を行つる理事会の構成員で  
あり(実務行為一三条)、債権者の意思決定の最善の機

奥の一員である。評議員は、寄附行為一七条に掲げる事項  
に關する債務者の諮問機關たる評議員会の構成員で  
あるとともに、理事と互選する。権限があり、及び互選で  
選任された理事は評議員の職を退いたときは理事の  
職を失うのである。(同八条二、三項)。

教務部長の任務は学長を輔佐することであり(右学長  
選考規程五年一項)、学長を輔佐して事實上債務者  
大学の業務を統轄し、業務の適切公正な遂行のために  
欠くべきでない重要な権限を持つ。

(二) 債権者昇下は、昭和四五年四月一日から債務者大学の学  
長、教授、理事、評議員であり、同四九年四月二六日改め  
るまでに選任された。教授会にはほしほ(最後の日は昭和四九

年一二月一日)昇下の学長たる地位を確認し、村田は理事  
会と同くよう申入れられ、債務者「理事長」村田は同債  
権者の学長、理事たる決定をなすべく、理事長会の副債主  
承諾せず、同債権者が右に述べた学長、理事、評議員の  
重要不可欠な職務を遂行する。職務を妨害したため、その  
ため、教授会は同債権者の学長事務を行ふ地位にある  
ことを決議し、文部省もそのことを承認した。しかるに  
右村田は本件教授解任通告によつて同債権者が教授として  
教育・研究する権限を奪つたのみならず、右学長  
選任決議の基礎を奪ひ、同債権者が学長事務を行ふ  
ことを不能にしようとしている。(なお、前記学長選考

規程四条は、「学長に事故あるときは事務局長が職務を

代行する」とあるが、債務者大学の事務局長は、昭和三八年三月末日、前事務局長村田晴彦が職を退く以来、事務局長にはない。

債権者山崎は債務者大学の教授、教務部長、債務者の理事、評議員であるが、債務者「理事長」村田は本件教授、教務部長解任通告書によって、因債権者加教授として教育、研究する権限を奪わうとしてゐるのみならず、教務部長、理事、評議員の重要な不可欠な権限の行使を不可能にした。なお、因債権者は教務部長をとして債務者大学の入学試験の最も責任者（入試本部長）をも兼ねている。この職権の行使も妨げられたのである。

(三) 債権者らは債務者理事、評議員として債務者大学の務の決定に干渉しては居るが、校長、教務部長として債務者大学の代表者であり、大学の事務責任にあつてゐるものがある。この点に本件解任処分なしに債権者らに対する債務者「理事長」村田の違法な取扱いによつて債務者大学の代表機関、大学の事務責任機関はその機能を停止せられるに至つた。他方、右村田は、昭和五〇年二月二日付文書で「理事補充」について左の他「議題」を評議員会とほし、そのまま招集し、過半数で選出は、評議員会と同體して(債権者らに對しては招集しない)松葉良玉理事長を選任した。右にいう「理事補充」とは債権



干渉し公平に遂行せしむべき入試判定会議に出席せしむべき一方、事務職員が入試最高責任者として入試判定に干渉するといふことは古事態すら發生するおそれがある。

債権者らは債権者に対し教授等の地位債権等の新を提起すべく準備中であるが、このまま本学は強是るに放置しつたのでは大学の教養と邊境に必要ありのかりをもつ債権者らの権限の行使に阻害し難い損害を生ずるおそれあり、事情が急迫している中で本申請に及んだ。至急決定をお求めたい。